

令和7年6月6日（金）

お知らせ

担当部局	美作県民局 健康福祉部 企画調整情報課
担当者	植田、加藤
連絡先	0868-23-0114（直通）

令和7年度津山・英田圏域地域医療構想調整会議（第1回）を開催します

美作保健所では、津山・英田保健医療圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議を開催しますので、お知らせします。

記

- 開催日時 令和7年6月12日（木） 18:00～19:30
- 開催方法 オンライン（Zoom）と会場参集の併用
- 開催場所 津山鶴山ホテル（津山市東新町114-4）
- 内 容 （1）地域医療構想等について
（2）紹介受診重点医療機関について
（3）救急医療体制について
（4）話題提供
- 参加者 津山・英田圏域地域医療構想調整会議委員 50名
- その他 本協議会は公開とし、傍聴席を（3席先着順）設けています。

会 議 開 催 案 内

津山・英田圏域地域医療構想調整会議を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴できるものとします。

津山・英田圏域地域医療構想調整会議

1 開催日時

令和7年6月12日（木） 18時00分～19時30分

2 開催場所

津山鶴山ホテル（津山市東新町114-4）

3 議題

- （1）地域医療構想等について
- （2）紹介受診重点医療機関について
- （3）救急医療体制について
- （4）話題提供

注意：議題は予定です

4 傍聴定員

3人

5 傍聴手続

- （1）傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。
会場で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
- （2）受付開始時刻は当日17時30分からです。
- （3）傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承願います。

6 会議傍聴要領

別紙のとおり

7 お問い合わせ先

美作保健所 企画調整情報課

TEL 0868-23-0114

傍 聴 要 領

津山・英田圏域地域医療構想調整会議

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会場を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと
- (4) 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと

津山・英田圏域地域医療構想調整会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、津山・英田保健医療圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、津山・英田圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- （1）地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- （2）構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- （3）病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- （4）医療介護総合確保促進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- （5）その他、目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 調整会議は、委員60人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- （1）医師会の代表者
- （2）病院協会の代表者
- （3）歯科医師会の代表者
- （4）薬剤師会の代表者
- （5）看護関係者の代表者
- （6）介護関係者の代表者
- （7）医療保険者の代表者
- （8）市町村の代表者
- （9）医療を受ける立場にある者
- （10）その他必要と認められる者（学識経験者等）

（任期）

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。

4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

5 議長は、必要に応じてワーキンググループ等を設置し、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は美作保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。